

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和6年1月18日(木)
午前10時から午前10時32分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 副市長 柴田義晴
総務部長 中村定秋、健康福祉部長 長谷川忍、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 近藤玲子、総務部専門監 斎藤元英
秘書企画課長 秋田伸裕、同主幹 宇佐見信仁、行政課長 佐野剛、消防本部総務課長 加藤正人、同消防署長 伊藤徹、生涯学習課長 佐野隆

6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

7 議長 あいさつ

8 副市長 あいさつ

9 報告事項

(1) 一部事務組合議会の経過報告

① 小牧岩倉衛生組合議会

代表議員 梅村議員：資料に基づき説明。

【質疑】

なし。

② 愛北広域事務組合議会

代表議員 木村議員：資料に基づき説明。

【質疑】

なし。

(2) 執行機関からの報告

① 令和5年度行政評価結果(令和4年度実施施策)について

秘書企画課長：資料に基づき説明。

行政評価とは、市が行う施策や事業をその効果、効率、目標達成度などをチェックし、客観的に評価することによって行政資源の効率的な配分に役立てる、また、評価の結果やプロセスを公表することにより説明責任を果たすものである。さらに職員の意識改革や組織改革に結びつけるといったシステムとなる。自治基本条例第22条で義務付けられている。

庁内評価は86の単位施策について実施。市民評価は2年に分けて実施。今年度は50の単位施策について実施。

庁内評価と市民評価はおおむね同様の結果であるが、2つの施策が一致しなかった。個別の評価シートはホームページで公表。

【質疑】

木村議員：2項目で評価が異なる状況。異なった評価がされたところは市民委員とどのような意見交換がされているのか。

秘書企画課長：廃棄物リサイクルについては、ごみの資源化率の実績値が下がっていたため庁内評価では悪かったが、ごみの軽量化がされてきており数値の減少はやむを得ない、取り組みについてはできているとのことで、委員会では一つ上の評価。行政経営、財政運営のところは、公共施設の延べ床面積が増えているということで庁内評価は低い、委員会では再配置計画等の取り組みについてはできているとの評価であった。

②岩倉街道の町並み調査結果について

生涯学習課長：岩倉街道沿いの建造物について、将来文化財と指定すべき建造物の残存を確認するため、外観目視による簡易調査を昨年10月から11月に実施した。歴史的価値を認めるものを38件確認、そのうち文化財として登録の可能性が高いものは3件。今後、所有者の意向を踏まえた上で詳細調査を実施し、文化財としての登録に向け準備を進めていきたい。

【質疑】

木村議員：3件について、どの地域でどのような建物か教えてほしい。

生涯学習課長：今回の外観調査は本人の承諾を得ていないため、具体的なところは差し控えるが、石仏地区に農家住宅1件、市の中央部に商業系の建築物2件、合計3件。

井上議員：その3件の所有者はご理解しているか。

生涯学習課長：今回は徒歩で建物の外観を見ての調査であったため、本人の承諾を得た調査ではない。今後文化財として登録するに当たっては、内部も見て建物の価値を詳細に調査することになる。

須藤議員：文化財として指定された場合はどのようなになるのか。

生涯学習課長：市指定の文化財、国の有形文化財としての登録が視野に入る。登録された場合は、修繕に対して補助金が出る。税制上の優遇などもある。

水野議員：文化財に指定された場合、所有者側の負担になるようなことはあるのか。

生涯学習課長：所有者の意向も踏まえないと詳細な調査は難しい。所有者に説明し、納得した上でとなる。他の市町村に聞くと、私権に制限を掛けることとなるため、十分な理解が必要である。所有者へ説明はしっかりしていく。

梅村議員：38件の歴史的価値の定義とは。

生涯学習課長：国の登録の基準であるが、建設後50年を経過し、国土の歴史的景観に寄与している、または造形の規範になっている、再現が容易ではない、等の要件がある。そのような視点でピックアップしたのが38件、ただあくまでも外観であるので、内部がリフォームされていたりすると要件からはずれる。今回はあくまでも外観の調査だけである。

③その他

・能登半島地震に伴う緊急消防援助隊の派遣について

消防署長：資料に基づき説明。

県からの今後の予定は、1月19日から22日まで7次隊、1月22日から25日まで8次隊、1月25日から28日まで9次隊の派遣の調整の連絡を受けている。

消防長：救急隊については、車両を現地に残して隊員を交代させる体制で行っている。

【質疑】

なし。

・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金について

健康福祉部長：7万円給付であるが、非課税世帯に対して確認書を1月16日付で4,050世帯に発送した。ただし、今後の定額減税が扶養親族数に応じた減税額の算出もされるため、今回の給付金については、非課税世帯でも世帯全員の方が課税者の扶養になっている場合は対象にならない。夏に行った3万円の際は、振込先の分かっている方については何もしなくてもよかったが、今回は扶養を受けていないという確認書の提出が必須となる。郵送も可能で、2月末まで2階の会議室1で相談に応じている。その後は福祉課で対応していく。転入者、また岩倉市に課税情報のない非課税世帯の方には確認書の送付ができないため、申請が必要となるため、このことは2月号の広報等で案内周知をする。

1回目の振り込みは1月末、その後1週間ごとの予定。

【質疑】

なし。

(3) その他

なし。

10 協議事項

なし。

11 その他

なし。